

# 税理士連携保証料割引制度要綱

## 1. 目的

専門知識を活かし、顧問契約を締結している中小企業者の経営支援に積極的に取り組む税理士（以下、「連携税理士」という。）から推薦を受けた中小企業者が、保証協会が認める保証制度を利用して新たに資金調達を行う場合、信用保証料率の割引を行うとともに、保証後においても連携税理士と保証協会とが連携して経営支援に取り組むことにより、当該中小企業者の経営基盤の強化を図り、もって地域経済の活性化の促進に資することを目的とする。

## 2. 連携税理士の資格要件

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 中国税理士会鳥取支部、倉吉支部、米子支部のいずれかの会員である税理士または税理士法人であること。
- (2) 中小企業等経営強化法第32条第1項に基づく認定経営革新等支援機関であること。
- (3) 本制度の適用を受けようとする中小企業者に対し、継続的に巡回指導や経営に関するアドバイス等の経営支援を行っていること。

## 3. 信用保証料率の割引

上記2の資格要件を満たす連携税理士から「税理士連携保証料割引制度推薦書」（以下、「推薦書」という。）の提出を受け、適当と認められる場合、下記4に掲げる保証制度の保証に際し、所定の信用保証料率から一律0.1%差し引くものとする。なお、推薦書の提出は保証申込の都度必要とする。

## 4. 信用保証料率の割引対象となる保証制度

上記3による信用保証料率の割引を適用する保証制度は、次のいずれかとする。

- (1) リレーション強化保証制度
- (2) 経営安定型保証制度（エスコート）
- (3) 鳥取県経営再生円滑化借換特別資金制度
- (4) 鳥取県事業承継支援資金制度（ただし、事業承継時判断材料チェックシートにより経営者保証コーディネーターの確認を受け、信用保証料率が軽減された場合は不可とする。）
- (5) 鳥取県働き方改革応援資金制度

## 5. 取扱期間

取扱期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの保証申込受付分とする。

## 附 則

1. この要綱は、令和2年4月1日から施行する。